北名古屋市
一般廃棄物処理基本計画

概要版

令和２年３月

北名古屋市

一般廃棄物処理基本計画

1 一般廃棄物処理基本計画とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条第１項により策定する計画で、長期的な視点に立ち「ごみの減量・資源化・適正処理」や「生活排水対策」等の施策を推進するための計画です。

2 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

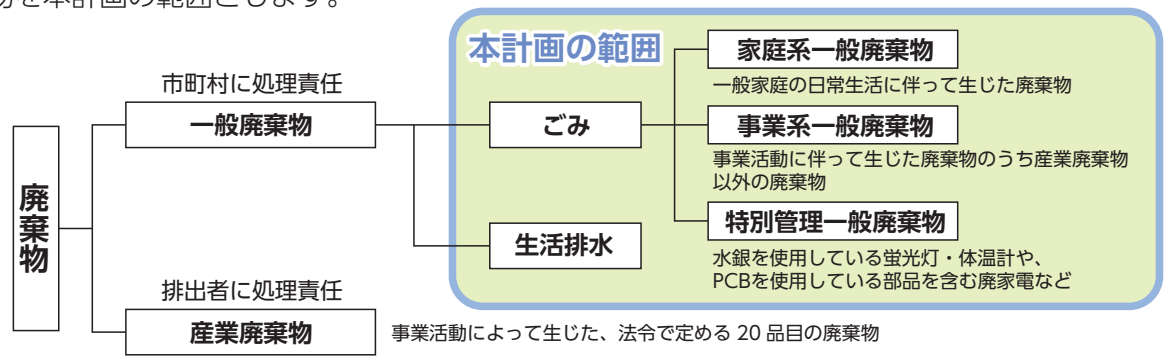

3 計画の期間

本計画は、令和２年度を計画初年度とし、令和 16 年度を目標年度とする 15 年間を計画期間とします。

なお、計画は社会経済情勢の変動があった場合や、国や愛知県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

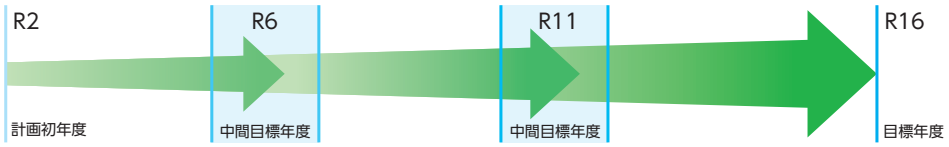

4 前計画の評価と課題

「１日あたり事業系ごみ排出量」及び「１人１日あたり総排出量」は目標を達成し、「１人１日あたり家庭系ごみ排出量」もおおむね達成できています。「１人１日あたり資源排出量」は、民間事業者による古紙回収ボックスなどへの排出が増えたことで市の把握できる資源の量が減ったことから、計画目標に対する評価が行えないと判断しました。

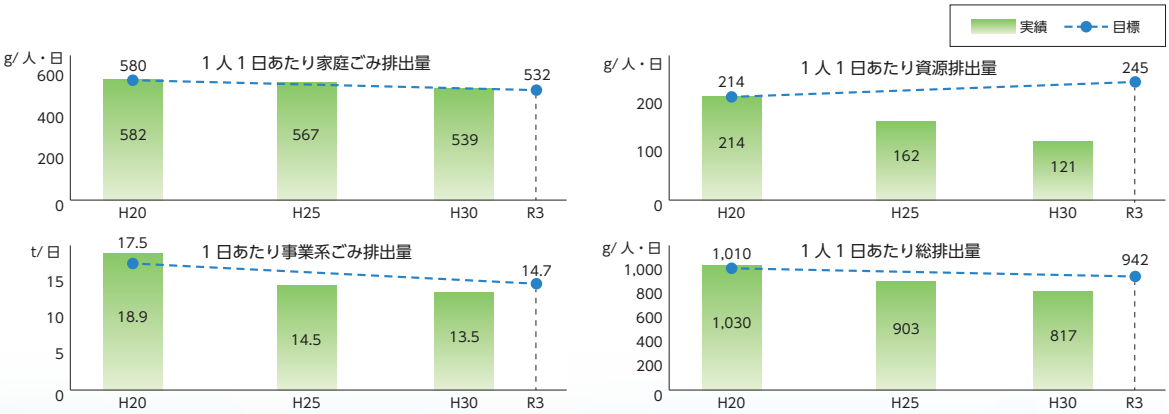

5 基本方針

当市においては、総合計画における分野別まちづくり方針のうち、「環境にやさしいうるおいのあるまちづくり」を構築していくという市民・事業者・市の共通目標を確認し、循環型社会システムを実現することを目指します。

このような循環型社会システムを実現するため、以下の基本的原則を設けます。

① できる限り廃棄物を出さない。 …… (発生抑制：Reduce「リデュース」)
② 同じ形状のまま再使用する。 …… (再使用：Reuse「リユース」)
③ 物質として再資源化し、再生品を優先利用する。 … (再生利用：Recycle「リサイクル」)
④ エネルギーを回収して利用する。 …… (熱回収：Thermal Recycle「サーマルリサイクル」)
⑤ やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。 … (適正処理)

本計画では、主に①発生抑制②再使用を推進していきます。①発生抑制②再使用は、ごみ発生量そのものが少なくなるため、③再生利用や④熱回収に伴うエネルギーが小さくなり、⑤処分の量も少なくなります。

最も効率よく天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することになります。

6 数値目標

項　目	基準年度 平成 20 年度 (2008 年度)	現　状 平成 30 年度 (2018 年度)	目　標 令和 16 年度 (2034 年度)
1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量	582g/ 人・日	539g/ 人・日	440g/ 人・日
1 日あたり事業系ごみ排出量	18.9t/ 日	13.5t/ 日	10.8t/ 日

1人1日あたり家庭系ごみ排出量

家庭系ごみのうち、食品ロスの削減や生ごみの堆肥化及び資源回収の活性化などにより、15年間で1人1日約100ｇ(みかん1個程度)を削減します。

1年で約7ｇ(さくらんぼ1個程度)ずつ削減していきます。

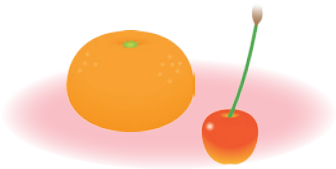

1日あたり事業系ごみ排出量

1日あたり事業系ごみのうち、紙類などの資源や食品ロスの削減・資源化の指導を行うことにより、15年間で1日2.7ｔ(1つの事業所でコピー用紙15枚ずつ程度)を削減します。

7 目標達成のための施策

「ごみの発生抑制」「広報・啓発」「適正処理等の推進」を３つの基本施策とし、15 の具体的な施策を進めていきます。

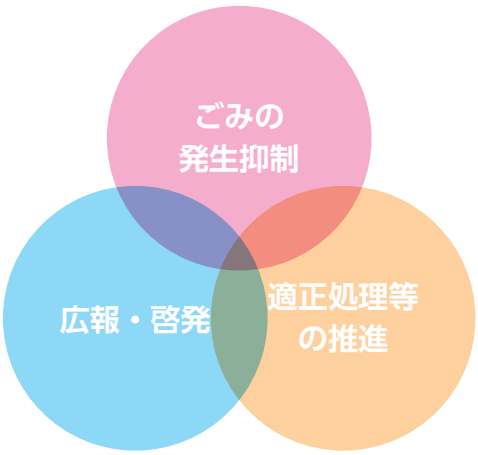

ごみの発生抑制

ごみとして処分する量を減らします。
可燃ごみの中に含まれている資源を分別しやすい環境をつくります。

広報・啓発

ごみについて関心をもたれるよう、広報と啓発に力を入れます。

適正処理等の推進

不法投棄への対策を強化し、分別を徹底することで適正な処理を推進していきます。
ごみを出すことが困難な方へのサポートも検討していきます。

項　目	施　策
ごみの発生抑制	家庭系可燃ごみの食品ロス削減
	多量排出事業者への減量・資源化指導
	家庭系ごみの適正な手数料負担の検討
	生ごみ堆肥化の推進
	集団回収の支援
広報・啓発	広報ツールの充実
	市民参加型のイベントへの支援・協力
	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発
	環境学習の推進
	事業者に対しての広報啓発・指導
適正処理等の推進	市民・事業者・市の協働
	拠点回収の拡充
	不法投棄対策の強化
	高齢者等ごみ出しサポートの検討
	資源回収の推進

生活排水処理基本計画

1 基本理念

水質改善のために生活排水の適正処理を推進し、さらには、蛍や淡水魚などをはじめとする多様な水生生物の生息が可能な川であり続けることを目指します。

2 計画の目標

項　目	基準年度 平成 21 年度 (2009 年度)	現　状 平成 30 年度 (2018 年度)	目　標 令和 16 年度 (2034 年度)
生活排水処理率	44.7%	79.4%	92.4%

3 主な施策

水質保全に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設は、鴨田エコパークと協力して整備していきます。

- 公共下水道の推進
- 公共下水道による水洗化率の向上
- 合併処理浄化槽への転換
- 浄化槽の適正な維持管理
- し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

計画の推進

市民・事業者・市の協働により計画を推進し、PDCA サイクル「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action) で継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

目標を達成するために

ご家庭でできること

1．ごはんは残さず食べましょう

- **食材を「買い過ぎず」「使い切り」「食べきり」ましょう**
  特に野菜や生ものについては、必要な時に必要なものだけ買うようにしましょう。

- **残った食材は別の料理に活用しましょう**
  食べ残しを防ぐため、料理は食べられる量だけを作り、残った食材も別の料理に活かし、食べきる工夫をしましょう。

- **「賞味期限」と「消費期限」の違いを確認しましょう**
  「消費期限」は**安全に食べられる期限**のため、期限が過ぎる前に食べきりましょう。
  「賞味期限」は**おいしく食べられる期限**のため、期限が過ぎてもすぐに食べられなくなることはありません。
  見た目やにおいなどで確認しましょう。

2．生ごみを減量しましょう

- **生ごみの水分をよく切りましょう**
  家庭から出る生ごみには7～8割の水分が含まれていると言われます。
  この水分をよく切ることで、ごみの減量化につながります。

- **生ごみ処理機等で生ごみを堆肥化しましょう**
  生ごみ処理機等を利用して、ごみ減量をしましょう。

3．まだ使えるものは再使用（リユース）しましょう

一度使った製品などをそのままの形で再び使用することで、リサイクルによるエネルギー消費を減らすことができます。
地球に優しいリユースを心がけましょう。

北名古屋市

一般廃棄物処理基本計画〈概要版〉
令和2年3月

発行：愛知県　北名古屋市
編集：防災環境部　環境課
北名古屋市西之保清水田15番地
(0568) 22-1111（代表）